

京都大学環境安全保健機構規程

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第四十七条の二の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構（以下「機構」という。）に關し必要な事項を定める。

(業務)

第二条 機構は、環境安全保健業務を推進する全学組織として、次の各号に掲げるセンター（以下「各センター」という。）と活動の連携を図り、各センターに係る次項各号に掲げる業務を総合的かつ効果的に行う。

- 一 放射性同位元素総合センター
- 二 環境保全センター
- 三 低温物質科学研究センター
- 四 保健管理センター
- 五 カウンセリングセンター
- 六 医学研究科附属ゲノム医学センター

2 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育訓練、講習会、公開講演会の実施その他啓発活動に關すること。
- 二 学内及び監督官庁その他学外の関係機関等との連絡調整に關すること。
- 三 資格試験、セミナーの受講等の指導・助言等に關すること。
- 四 放射性同位元素等管理委員会及び組換えDNA実験安全委員会に關すること。
- 五 その他機構長が必要と認めること。
- 3 施設・環境部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。
- 4 各センターは、機構が行う第二項各号に掲げる業務の支援を行う。

(機構長)

第三条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。

3 機構長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 機構長は、機構の所務を掌理する。

5 機構長は、本学の環境安全保健政策等について、担当の理事を補佐し適切な助言を行う。

(運営委員会)

第四条 機構に、機構の運営及び業務に關する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

第五条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
 - 二 安全管理担当の理事
 - 三 各センターの長
 - 四 部局長 若干名
 - 五 施設・環境部長
 - 六 施設・環境部安全衛生管理室長
 - 七 各センターの教授のうち機構長が必要と認めたる者 若干名
 - 八 その他機構長が必要と認めたる者 若干名
- 2 前項第四号、第七号及び第八号の委員は、機構長が委嘱する。

- 3 第一項第四号、第七号及び第八号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 第六條 機構長は、運営委員会を招集し、議長となる。
 - 第七條 運営委員会は、委員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
 - 第八條 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
 - 2 専門委員会の委員は、運営委員会の議に基づき機構長が委嘱する。
 - 第九條 前五条に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。
 - (機構に関する事務)
 - 第十條 機構に関する事務は、施設・環境部において行う。
 - (内部組織に関する委任)
 - 第十一條 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。
 - (雑則)
 - 第十二條 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が定める。
- 附則
- 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。
 - 2 この規程の施行後最初に任命する機構長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、総長が定めるものとする。